

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VI 援護

#### 43 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

##### [戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護]

軍人遺族等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し,国家補償の精神に基づき,恩給法による給付を受けている者を除く軍人軍属等であった者又はこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

##### [戦傷病者特別援護法による援護]

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し,国家補償の精神に基づき,特に療養の給付等の援護を行う。

#### 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

対象者	軍人(恩給該当者を除く)軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族	
	障害給付	遺族給付
援護の内容	障害年金 公務傷病 8,540,800円(特別項症) ～845,000円(第5款症)	4,974人 遺族年金 (軍人軍族の遺族) (先順位者 49,504人 後順位者 48,757人 747人)
	勤務関連傷病 6,511,300円(特別項症) ～652,200円(第5款症)	遺族給与金 (準軍属の遺族) (先順位者 24,684人 後順位者 22,826人 1,858人)
	障害一時金 670人(累計) 第1款症以下の障害を有する者について選択により支給	公務死亡 (先順位者 1,706,700円 後順位者 54,000円)
		勤務関連死亡 (先順位者 1,352,700円 後順位者 42,000円)
		弔慰金 (累計)2,083,024人 額面5万円,年6分の利付,10年償還の国債

(注) 1. 金額は平成3年4月からのものである。

2. 受給人員は平成3年3月31日現在。

資料：厚生省援護局調べ

#### 戦傷病者特別援護法による援護

戦傷病者特別援護法による援護

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者	
援護の内容	1. 療養の給付	5,306人
	2. 療養手当(月額25,600円)の支給	40人
	3. 葬祭費(130,000円)の支給	133件
	4. 更生医療の給付	
	5. 補装具の支給及び修理	3,399件
	6. 国立保養所への收容	2人
	7. JR無賃乗車船の取扱い	110,091人
	戦傷病者相談員	940人

(注) 1. 受給人員等は平成3年4月1日現在,ただし,「援護の内容」の3,5,7は平成2年度のものである。

2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。

3. 金額は平成3年4月1日現在。

資料：厚生省援護局調べ

特別給付金等

特別給付金等

種別	対象	給 付								
戦没者等の妻に対する特別給付金	妻	20万円(10年償還, 国債) 昭和38年に措置 支給件数 419,560人	→	60万円(10年償還, 国債, 継続) 昭和48年に措置 支給件数 387,829人	→	120万円(10年償還, 国債, 再継続) 昭和58年に措置 支給件数 342,819人				
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	妻	10万円(5万円) (10年償還, 国債) 昭和41年に措置 支給件数 121,705人 (※の支給件数を含む)	→	30万円(15万円) (10年償還, 国債, 継続) 昭和51年に措置 支給件数 102,792人	→	60~33万円 (30~16.5万円) (10年償還, 国債) 昭和61年に措置 支給件数 86,046人				
		5万円(2.5万円) (5年償還, 国債) 昭和54年に措置 支給件数 6,949人	→	※10万円(5万円) (10年償還, 国債) 昭和51年に措置	→	30万円(15万円)(10年償還, 国債, 継続) 5万円(5年償還, 国債) 昭和61年に措置 〔平病死した戦傷病者等の妻に対する特例給付 支給件数 5,831人〕				
		15万円(7.5万円) (5年償還, 国債) 平成3年に措置	→	2万円(1万円) (2年償還, 国債) 昭和59年に措置 支給件数 7,482人	→	5万円(5年償還, 国債) 平成3年に措置 〔平病死した戦傷病者等の妻に対する特例給付〕				
(注) ( )内の額は軽症者の妻										
戦没者の父母等に対する特別給付金	父 祖 父 母 母	10万円(5年償還, 国債) 昭和42年に措置 支給件数 16,636人	→	30万円(5年償還, 国債, 継続) 昭和48年に措置 支給件数 14,486人	→	60万円(5年償還, 国債, 再継続) 昭和53年に措置 支給件数 10,072人	→	60万円(5年償還, 国債, 再々継続) 昭和58年に措置 支給件数 6,582人	→	75万円(5年償還, 国債, 4回目継続) 昭和63年に措置 支給件数 3,583人
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	子 兄 弟 姉 妹 等	3万円(10年償還, 国債) 昭和40年に措置 (終戦20周年) 支給件数 663,626人	→	20万円(10年償還, 国債) 昭和50年に措置 (終戦30周年) 支給件数 1,007,889人	→	12万円(6年償還, 国債) 昭和54年に措置 (終戦30周年の措置の特例的措置) 支給件数 117,422人	→	30万円(10年償還, 国債) 昭和60年に措置 (終戦40周年) 支給件数 1,295,555人	→	18万円(6年償還, 国債) 平成元年に措置 (終戦40周年の措置の特例的措置) 支給件数 49,013人

(注) 支給件数は、平成3年3月31日現在。  
資料：厚生省援護局調べ

---

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VI 援護

#### 44 海外戦没者遺骨収集等

---

##### [戦没者遺骨収集]

昭和28年から旧主要戦域に遺骨収集団を派遣し,平成4年1月31日現在海外戦没者240万人(硫黄島,沖縄を含む)のうち約122万柱の遺骨を送還している。今後,残る118万柱の遺骨について,収集可能な地域において遺骨収集を継続していく方針である。

##### [慰霊巡拝]

昭和51年度から,旧主要戦跡及び遺骨収集の望めない海上における戦没者の慰霊のため,計画的に遺族を主体とした慰霊巡拝を行っている。

##### [慰霊友好親善事業]

平成3年度からは,従来実施してきた戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝に替え,戦没者遺児が戦争犠牲者という共通の立場から旧主要戦域の関係者と友好親善事業を実施し,その事業を通じて戦争犠牲者の慰霊追悼を行い,恒久平和を願うことを目的とする「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を実施している。

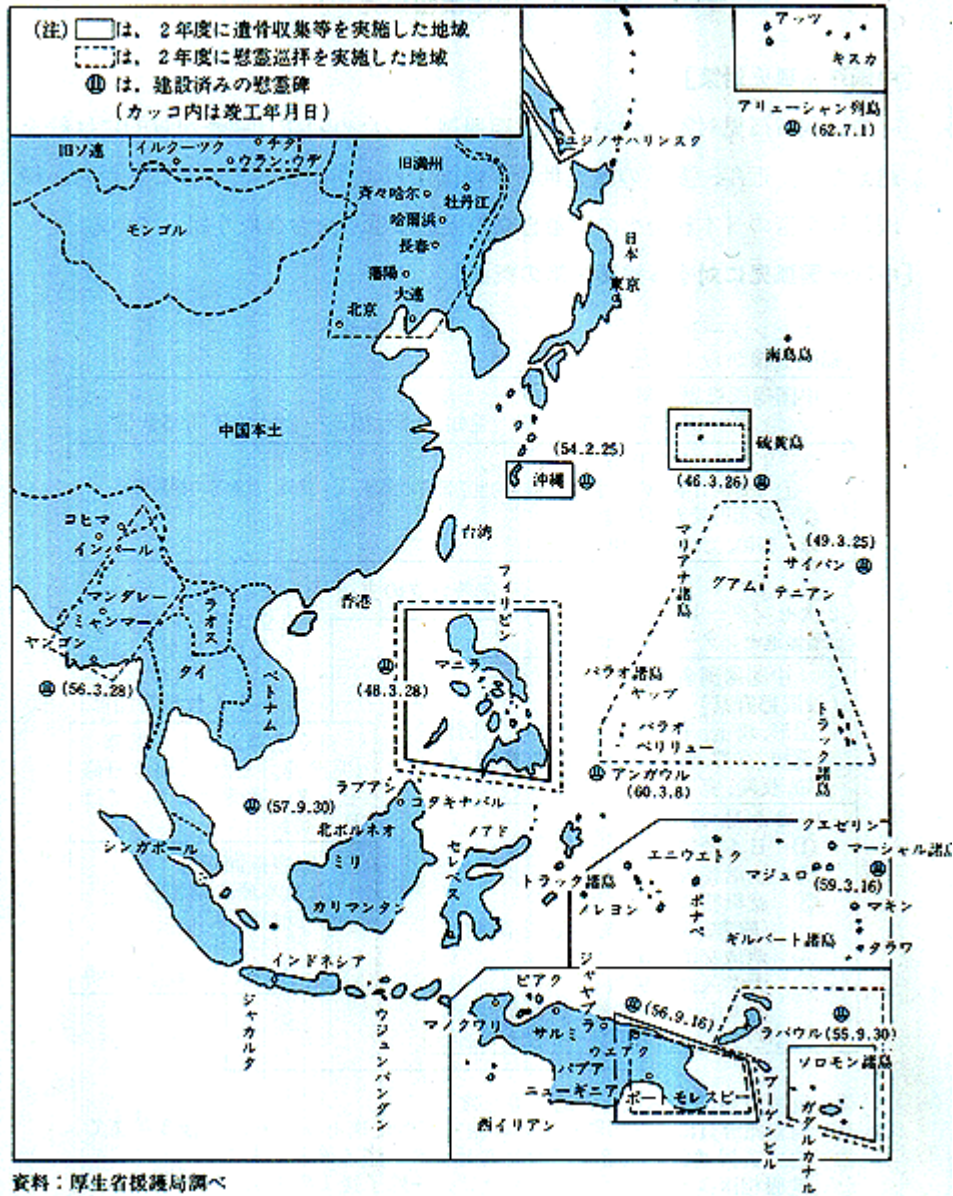
##### [戦没者慰霊碑の建立]

旧主要戦域ごとに,逐次戦没者慰霊碑を建立しており,これまでに硫黄島,フィリピン(ルソン島),サイパン島,ラバウル,ミャンマー(ヤンゴン),ニューギニア(ウエワク),ボルネオ(ラブアン),マジユロ島,ペリリュー島,アッツ島の10か所に建立した。

また,沖縄に戦没者墓苑を建立した。

平成2年度遺骨収集,慰霊巡拝及び慰霊碑建設概見図

平成2年度遺骨収集、慰霊巡拝及び慰霊碑建設概見図



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VI 援護

#### 45 中国残留孤児

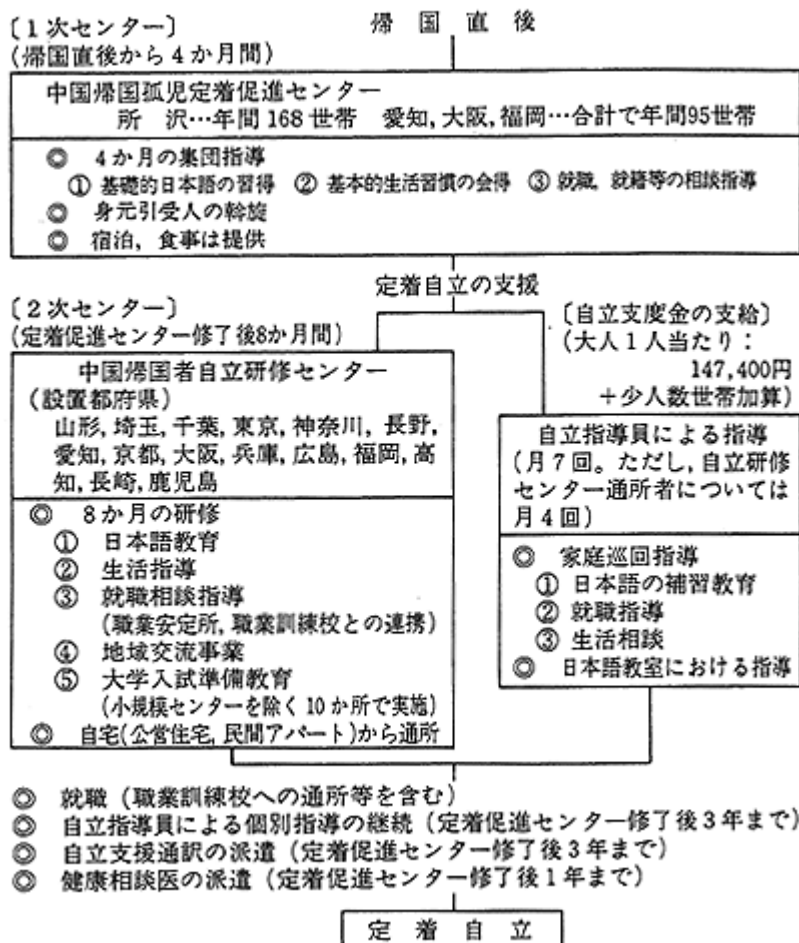
##### [中国残留孤児対策]

中国残留孤児対策については、肉親捜しのための訪日調査が量的には峠を越えたが、近年、多くの孤児世帯が帰国するようになってきていることから、帰国孤児世帯の日本社会への定着自立の促進に重点をおき取り組んでいる。

##### [中国帰国孤児に対する援護施策の概要]

#### 中国帰国孤児に対する援護施策の概要

##### [中国帰国孤児に対する援護施策の概要]



#### 訪日調査等の実施状況及び判明率の推移

訪日調査等の実施状況及び判明率の推移

(1) 訪日調査

	訪日調査人員	うち判明	判明率
第1次(昭56.3月)	47人	30人	63.8%
第2次(昭57.2~3)	60	46	76.7
第3次(昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次(昭58.12)	60	38	63.3
第5次(昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次(昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次(昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次(昭60.9)	135	41	30.4
第9次(昭60.11~12)	135	33	24.4
第10次(昭61.2~3)	130	36	27.7
第11次(昭61.6)	200	78	39.0
第12次(昭61.9)	200	62	31.0
第13次(昭61.10~11)	100	32	32.0
第14次(昭61.12)	42	14	33.3
第15次(昭62.2~3)	104	28	26.9
昭和62年度-1(昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2(昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1(昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2(平成元.2~3)	57	9	15.8
平成元(平2.2~3)	46	12	26.1
平成2(平2.11~12)	37	4	10.8
平成3(平3.11~12)	50	3	6.0
計	1,813	631	34.8

(2) 訪中調査

	訪中調査人員	うち判明	判明率
第1回(平成3.7月)	5人	2人	40.0%
第2回(平3.10)	6	0	0
計	11	2	18.2

資料：厚生省保健局調べ